

# 有限会社大山商店 環境行動計画

## ■ 取組方針

### 環境基本理念

有限会社大山商店は、解体工事を通じて分別によるリサイクル・中間処理による木くずの再資源化を基本として、人と自然にやさしい環境をテーマに企業活動のあらゆる面での環境負荷の軽減と、環境型社会形成の貢献に努めていきます。また、全ての事業活動において環境への負荷を削減するために以下の活動に積極的・継続的に取り組みます。

### 環境行動指針

私たちは、当社の事業活動が環境に及ぼす影響を最小限にとどめるために、以下の行動に取り組みます。

- ① 木くずの再資源化事業や環境保全活動を通して社会に積極的に貢献します。
- ② 解体工事における建設副産物処理に係る適切な処理を推進し、環境汚染を未然に防ぎます。
- ③ 車輛及び重機で使用する軽油に伴う、二酸化炭素排出の低減に努めます。
- ④ 環境関連の法律、条令を遵守し、環境保全の向上に努めます。
- ⑤ 社内で使用する事務用品のグリーン購入の推進に努めます。
- ⑥ この環境指針は、社員全員に周知し、環境保全活動への意識・関心を高め、環境活動に取り組みます。

平成22年5月13日

有限会社 大山商店  
代表取締役 大山 元則

### 3 環境負荷の低減目標と環境保全に向けた具体的な取り組み

当社では、事業活動に伴う環境負荷を削減するための取組目標を掲げ、目標を達成するための具体的な取組を設定して取り組むこととしています（数値的な低減目標についての基準年度は、いずれも 2008 年度です）。設定した取組目標と具体的な取組項目は、次の通りです。

目標—1	二酸化炭素の排出量（売上高当たり）について 2008 年度を基準として、前年比 1%削減することを目標とし、2010 年度までに 1390(kg-CO <sub>2</sub> /百万円)に削減する。
具体的な取組	<p>（事務所での取組）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 冷房温度（28 度）と暖房温度（20 度）を厳守する</li><li>② エアコンの使用期間中は、毎月 1 回フィルターを清掃する</li><li>③ 昼休みの消灯、パソコン・コピー機の電源 OFF を徹底する</li><li>④ 休日前には、パソコンのコンセントを抜いておく</li></ul> <p>（車輛・重機に関する取組）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>⑤ アイドリングの防止と無駄のないアクセル操作を心がける</li><li>⑥ 車両の点検を定期的に行う</li><li>⑦ 車の空調温度を適正温度に設定する</li><li>⑧ 社用車の効率的な使用（運転経路、相乗り）を徹底する</li><li>⑨ 作業をしない時間は重機や機械の電源を切る</li><li>⑩ 作業効率の改善により、残業時間を少なくする</li></ul>

目標一2	廃棄物の排出量（売上高当たり）を今年度より算出し、前年比1%削減に継続して取り組む
具体的な取組	<p>（事務所での取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 廃棄物は、決められたごみ箱（可燃ごみ、不燃ごみ、紙類、廃プラスチック）に分別して出す</li> <li>② 排出する廃棄物の重さを量り、記録する</li> <li>③ シュレッダーの使用は機密書類に限定する</li> <li>④ ファイル、フォルダーなどは繰り返し使用する</li> <li>⑤ 社内資料は、両面コピーや縮小コピー、裏紙利用に努める</li> <li>⑥ コピーは適正部数に限定し、印刷前に書類の内容や設定を確認する</li> <li>⑦ 電子メディアの利用によるペーパーレス化を推進する</li> </ul> <p>（商品の購入に関する取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑧ エコマーク製品やグリーンマーク製品を優先的に選んで購入する</li> <li>⑨ コピー用紙、印刷物は再生紙を購入し使用する</li> <li>⑩ 製品を無駄なく、できるだけ長期間使用しむやみに購入しない</li> </ul>

目標一3	水使用量（売上高当たり）について2008年度を基準として、前年比1%削減することを目標とし、2010年度までに0.70（m <sup>3</sup> /百万円）に削減する
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 水道配管からの漏水を定期的に点検する</li> <li>② 水を使用する際は効率的に利用し、節水を心がける</li> </ul>

#### ■ 環境行動計画の実施体制

この環境行動計画にそって環境保全活動を推進するために、常務を委員長とする環境推進委員会を設け、全従業員への周知・徹底に努め、四半期ごとに取組目標の進捗状況と具体的な取組の実施状況をチェックします。